

風土記の「村」——村落と国家——

古橋 信孝

古代の村落とはどのようなものだったのだろうか。考古学や歴史学による一定の成果をもちつつも、その像はあまり鮮明ではない。もちろんそれは資料的な限界によるところが大きい¹⁾が、それ以上に資料を読む方法自体に問題があるように思える。残された文献資料が律令国家以降のものであるという限界はあるが、なによりも、その社会は律令制が徹底していたかのように思い込んで文献を読んでいるところがある。そういう読み方は、まさに国家の文献を作った意図に取り込まれているわけで、国家の側からの読みにはかならない。口分田を支給された公民の逃亡や私墾田などの反律令的な記載がみられるにしろ、それをもって国家に対する抵抗²⁾というように大仰に捉えるのも、大差ない。人民の権力への闘争という歴史観からの発想だからである。

まず古代とはどういう時代なのかを、古代の側からみることによってのみ、資料は読めるのである。古代とは世界史の概念だから、人類学などで明らかにされつつあるいわゆる未開民族のもつ世界観は学んでしかるべきだ。中央集権国家が成立した日本古代とは違うとして拒絶するより、その世界のほうが古代の村落共同体のもつ世界観には近いと思ってみるべきだ。

やはり文献資料に縛られ過ぎて、しかも律令制に引かれ過ぎて、また近代の側の歴史観に引きつけて、古代を読んできてしまっているのだ。文献に記されたのは万葉集も含めて、国家の側でしかない。そこから導かれる古代はなんと貧しいことか。むしろ記述されなかったものの豊かさを汲みとらねばならないのだ。つまり非律令的な世界を大きく含みながら、古代国家があった。ある体制が一元的に機能している社会など、それほど人も多くもなく、交通も行きどいていない古代には想定し難い。だいたい社会はそんな単純なものではないし、人間もそうだ。村落や人間はきわめて個別的にあり、国家はそれぞれを平均的に掌握してしか成り立たなかった。そのような視点から、古代の村落を風土記から探ってみようというのが、本稿の課題である。

一、ムラとサト

地方行政組織としては、大化改新による里から靈龜元年（七一五）の郷里制、さらに天平一二年（七四〇）の郷制へという変更があった。それは中国の制度の模倣から実態に即したもののへの変更であったとされるが、あくまで最小の単位をサトして把握するもので、

ムラという用語はなかつた。⁽³⁾にもかかわらず、風土記が、和銅六年(七三三)五月二日の、

制。畿内七道諸国郡郷名著^三好字。其郡内所^レ生銀銅彩色草木禽獸魚虫等物、具録^三色目。及土地沃墾、山川原野名号所由、又古老相伝旧聞異事、戴^三千史籍、亦宜^三言上。⁽⁴⁾

という官命によって諸国が撰録したものとすれば、風土記の成立は里制あるいは郷里制の施行されている間のことで、風土記に「村・邑」という語が多用されているのはおかしいといわねばならない。⁽⁵⁾そこに制度としてのサトと実際の生活の単位としてのムラという把握がかんがえうることになる。普通歴史学では風土記の「村」は自然集落として把握されている。戸令の第一条に「凡戸、以^三五十戸^一為^レ里」とあり、五十戸に満たない集落がいくつかまとめられて「里」とされたということになる。風土記の「里」に複数の「村」が記されるのは、そのためとかんがえられている。したがって、国家はサトとして地方の最小共同体を把握しようとしたが、現実的にはムラが最小単位となっていたとかんがえられる。とすると、ムラは国家以前の共同体を指す語だったといえる。

ところが、万葉集には、題詞・左注を除けば、生活の基盤たる村落を指すムラという語はまったくみえない。サトは多くみられるにもかかわらずである。サトは次のようにうたわれている。

(A) わすれ草わが紐につく香具山の故りにし里を忘れむがため

〈3・三三四〉

(B) 愛しきやしま近き里の君来むと大のびにかも月の照りたる

〈6・九八六〉

(C) 三香の原 久邇の都は 山高く 川の瀬清し 住みよしと 人

は言へども 在りよしと われは思へど 古りにし 里にしあれば 国見れど 人も通はず 里見れば 家も荒れたり 愛しけやし かくありけるか 三諸つく 鹿背山の際に 咲く花の色めづらしく 百鳥の 声なつかしき 在りが欲し 住みよき里の 荒るらく惜くも

〈6・一〇五九〉

表記は(A)(B)とも「里」だが、サトの表記は他に「郷」「左刀」「佐刀」「五十戸」とある。内容は変りない。(A)(B)は恋歌。(A)はかつて通っていた女の住む所をサトといい、(B)はその逆に、自分のもとへ通う男の住む所をサトといっている。(C)は三例のサトをもつ。最初の例は、都があつた三香の原の地をサトといっている。場所は異なるが、難波の宮をうたった、

(D) 荒野らに里はあれども大君の敷きます時は都となりぬ

〈6・九二九〉

の逆になる。サトがあり、そこに天皇が来臨すると都となった。そのサトは「里見れど家も荒れたり」とあるから、家のあるものだったことが知られる。つまり人の住んでいるということである。「国見れど人も通はず」と「里見れど家も荒れたり」を繰り返し表現とみれば、家があり人がいるという同内容をあらわすことになるが、繰り返してありつつ内容に変化をもたせるとみれば、里を含むものとして国があり、その里に向かって国を通う者もないという内容になる。三つ目の「在りが欲し 住みよき里の 荒るらく惜しも」が人の住む場所としてのサトという内容をはっきりさせている。

このように万葉集の用例は、家があり人の住む場所をサトといっている。このようなサトは風土記の「村」と同内容ではないか。するとサトとムラは置換可能な同意異語とみなしうる。それではなぜ

万葉集にはサトばかりで、ムラがないのだろうか。その説明は唯一つしかありえない。すなわちサトは歌語、雅語、特殊なことばだったということである。日常的にはムラといったが、うたなどの特殊なばあいにはサトといった。そうかんがえると(A)~(D)の例も、恋人(理想的な対の相手)⁽⁶⁾の住んでいるのだからすばらしい所、都になるようなすばらしい所、そこに住みたいすばらしい所をサトといっているともみなしうる。つまり讚め詞である。

サトの語構成からかんがえれば、サは五月、早乙女、狭霧、さ寝などのサで、靈威が溢れ充足した状態を示し、トは山処(大和)、川門、水門(港)などのトで、場所を示すから、靈威に満ち溢れ充足した場所をサトという。たとえば、始源の神が住むべき土地を求めてのさすらいの果てに見出し、村立てしたすばらしい土地をサトといったにちがいない。つまり神の依り憑くすばらしい土地といったニュアンスでサトといった。したがってそこに住む人びとは、神に選ばれた最高の土地として安心し安定して暮らしていけるという内容を込めてサトといった。それに対してムラは群だから、家・人が寄り集まっている状態をあらわしていよう。ムラに靈威をこめたばあい、サトといったのである。

ここから日本語と漢字の出あいの問題がかんがえうる。古来の日本語には集落をあらわすムラとサトという同意異語があった。そして漢字にはやはり集落をあらわす里と村という語があった。古来の日本語のサトとムラが漢字に出あったとき、サトに里を、ムラに村を比定する必然性はどこにあったのだろうか。サトに村を、ムラに里を当ててもよかつたはずである。にもかかわらずサトに里を、ムラに村を当てたのは、象徴的ない方をすれば、郷里制という中国

の制度の移入とかかわって、国家がサトという古来の神にかかわる語を制度のなかに収めたからにほかなるまい。つまり村落の歌語・雅語を国家のものとして、あらためて村落の側に与え直すことをしたのである。それは村むらの神話・神話を国家が凌い取り、風土記の地名起源説話にみられるように、村むらの名を国家が与え直す⁽⁹⁾の同一の構造である。村むらがそれぞれの始祖によって呼びえていたサトという語を、国家が与え直すことで、村むらの根拠に国家が入り込むことになったのである。

それゆえ、村落の側には、残されたムラという語が逆に特殊な内容をもってくることになる。しかしそれは本来のサトのような正当性をもちえないのは、国家のなかに村むらが収められてしまいかぎり、いたしかたない。つまりムラは、国家にとって村落が負の側から存在を主張する語になった。

二、風土記の「村」

風土記の「村」(以下風土記のムラを指すばあいは「村」、一般的なムラを指す場合はムラとする)は、各風土記によって多少の違いはあるにしろ、基本的には里を構成する単位としてあった。たとえば、

少川里 高瀬村・豊国村・英馬野・射
目前・檀坂・御立丘・伊刀島 <播磨国飾磨郡>

とあるように、里には野・崎・坂・山・島と並べられて「村」があった。このばあいの「村」は田畑を含んだりもする。

(E)この里(河内里)の田は、草敷かずして苗子を下す。然る所以は、住吉大神、上りましし時、この村にみ食したまひき。ここに從神等、人の苅り置ける草を解き散けて、坐となしき。その時、草の主大く患へて、大神に訴へければ、判りて言りたまひ

風土記の「村」

しく、「汝が田の苗は、必ず草敷かずとも草敷けるがごとく生ひむ」とのりたまひき。故、その村の田は、今に草敷かずして、苗代を作る。

〈播磨国賀毛郡〉

この伝承自体は、草を田の肥料にしていることの知られる貴重なもので興味深い(10)が、当面の問題は「この里の田は」と書き出されながら「その村の田は」と締め括られていること、「村」には田が含まれていることの二点である。「里」の「村」への言い換えは、住吉大神が食事をする具体的な場所を示すのに「村」といっており、また具体的な伝承の締め括りだから、やはり「村」に生活の具体性が示されているとみてよいだろう。田は、苗代に草を肥料として敷くというのだから、蒔った草はその苗代の側に積んであったとみてよい。したがって「この村にみ食したまひき」の「この村」は集落外の苗代の側である。したがって「村」には田が含まれていたとみられよう。人びとの生活する空間が「村」だったのである。野や山や浜などは「村」の外だった。その意味ではサトのほうが集落というニュアンスは濃いのもかもしれない。

このような「村」を基本としつつ、風土記には特殊な「村」がある。

(F)同じき郡(＝飯石郡)の界なる与曾紀の村へ通うは、二十五里一百七十四歩なり。

〈出雲国神門郡〉

(G)神門郡の界なる与曾紀の村へ通るは、二十八里六十歩なり。

〈同飯石郡〉

この与曾紀村に関する(F)(G)の書き方はまったく同一で、はたして与曾紀村が神門郡に属するのか飯石郡に属するのか不明である。他にもこのような「村」は多く、八十充によって「未編戸村落」と呼ばれている。八木はこの「未編戸村落」を明確に律令外的なものとし

てはしないが、律令制の未端まで完徹していたわけではないことを指摘したのは重要だった。関和彦は八木の論を批判的に継承して(F)(G)のような例を「川の源流、および流路と郡境との交点は、すなわち Point は、『村』であらわして」いるし、それは「ある地点を示す場合、特に正確に指す場合には、土地に密着する『村』を通してのみ可能」だからと説明している(12)。この関説は、八木の「未編戸村落」説を否定して、律令制を適用するにあたっての具体的な問題と表記に処理してしまったという意味で、八十説を後退させている。結局、(F)(G)は解けていないのである。

いったいこのような辺境の「村」は租庸調の税体系にどのような位置を占めるのだろうか。山奥の「村」が田租を納めうるのだろうか。『出雲国風土記』が各郡毎に「凡て、諸の山野にあるところの草木は、：禽獣は、：。」としてあげている産物が貢納されていたように思える。そのような辺境の村落が「村」と呼ばれていた。辺境とはいえないかもしれないが、水辺の特殊な「村」の例がある。

(H)乗浜の里の東に浮島の村あり。長さ二千歩。広さ四百歩なり。四方絶海にして、

山と野と交錯り、戸は一十五畑、田は七八町余なり。居める百姓は塩を火きて業となす。しかして九つの社ありて、言も行も

謹諱めり。

〈常陸国信太郡〉

この浮島は、『続日本紀』神護景雲二年(七六八)三月一日条に「又下総国井上、浮島、河曲三駅、武蔵国乗瀨・豊島二駅承三山海両路。使命繁多。同准中路、置馬十疋。奉勅依奏」とあり、七世紀後半には駅に定められたことが知られ、交通の要地だったといえる。ただし風土記における交通路は荒海駅―榎浦津駅―曾尼駅―常

陸国府の駅路という水上交通路が陸路とは別にかんがえられる⁽¹³⁾といふ。この水上交通路は榎浦津から曾尼への途中、右手に浮島をみることになる。つまり水上交通路としては、浮島が文字通り水に浮かんだ島だということは、琵琶湖の竹生島などのように、水の神の寄り憑く島、航海安全を守る神の島であった。「九つの社ありて、言も行も謹諱めり」という記事も、神の島としての浮島という像を確かにしている。社の数を記した例は風土記には他にみられないし、その異常な多さも、それを示す。また同じ『常陸国風土記』信太郡の碓井に、古老の伝承として、景行天皇が「浮島の帳の宮」に幸行したことを記しており、「宮」という言い方も、この浮島の特殊性を示しているよう。

この浮島村に注目したのは、石岡里志である。石岡はこの「村」の特殊性を、さらに田の少なさからも説明する。それを私なりに説明し直してみる。口分田は六歳以上の男に二段、女にはその三分の二が支給される⁽¹⁵⁾。浮島村には一五軒の家があったから、一軒に五〜六人住むとして、その構成を男二人、女二人（両親と男女二人の六歳以上の子）、幼児一人と最も少なく推定してみても、村全体で一〇〇段⁽¹⁶⁾なり⁽¹⁷⁾はだいたいぶ少ない。こういうばあい他の地域に与えられるわけだが、そうかんがえるよりも、わざわざ「田七八町余なり」と記載されていること自体に注目すべきだろう。他にはこのような記載はないのである。つまりこの田は口分田ではない可能性がある。「百姓は塩を火きて業となす」とあるから、調として塩を納め、田租は納めていなかったのではないか。この七八町の田は九つもある社の神田とかんがえるほうが妥当だろう。霞が浦水上交通の安全を保

証する神がみの祭祀は重要だったのである。このような特殊な集落も「村」と呼ばれていた。石岡はこの特殊性を交通の要地としてかんがえている。駅がしばしば「村」にあるとされていることも、同様にみなしている。

石岡は温泉の「村」にも注目している。

(I) 東北のかた、須我の小川の湯淵の村の川中に温泉あり。同じき

川の上の毛間の村の川中にも温泉出づ。〈出雲国大原郡〉

温泉とは『新日本紀』卷一四所引の『伊予国風土記』逸文に、

伊予国風土記に曰はく、湯の郡。大穴持命、見て悔い恥ぢて、

宿奈毗古那命を活かさまく欲して、大分の速見の湯を、下樋よ

り持ち度りて来て、宿奈毗古那命を潰し浴ししかば、甍が間に

活起りまして、居然して詠して、「真甍、寝ねつるかも」と曰

りたまひて、踏み健びましし跡処、今も湯の中の石の上にあ

り、凡て、湯の貴く奇しきことは、神世の時のみにはあらず、

今の世に疹癩に染める万生、病を除やし、身を存つ要薬となせ

り。

とあるように、疾病を治癒するものであり、人びとが療養に集まる場所であった。湯治場である。つまり村落を越えて人びとが集まり、一定期間滞在する特殊な場所が温泉である。(I)は「村」の中に温泉が出るとあるから、外部から人びとが療養に集まる特殊な「村」であったとかんがえられる。温泉を管理し、滞在する人びとを宿泊させる役割りを「村」の人びとが担っていた。

この温泉の「村」も、外部から人びとが来るという意味で、交通の要地と同様である。つまり口分田を支給され、租庸調を納めている一般的な村落とは異なるはずである。(F)(G)のような辺境の「村」

も交通路にある村落である。

このように風土記の「村」は郷里制という制度のなかの実際の単位、自然集落というばかりでなく、特殊な村落をも含んでいた。それらも一律に「村」と呼ばれていたことは、ムラが制度に収まりきれないものをもって捉えられていたことを示している。そして国家は、実際の基盤となった農村を基本としつつ、特殊な村落も許容し、内部に含み込むことによって成り立っていたのである。それは、それこそ吉本隆明のいう「アジア的」な専政国家⁽¹⁷⁾ということかもしれない。国家以前のものをそのまま残して、その上に乗っただけの国家ということだ。その国家以前のものもそのものをムラとかがんがえればよいだろう。このときムラは国家にとって異界となる。支配すべきものでありつつ、都という神がみの住む世界にとって荒あらしいもの、禍まがしいものの住む世界がムラであった。

三、異界としての「村」

もちろん風土記は国家Ⅱ秩序の側から書かれたものである。したがって、無秩序とは国家以前、反国家ということの意味している。風土記の「村」はその意味で、国家以前、反国家を伝えていないわけでもない。

(I) 曾尼村 古、佐伯ありき。名を疏禰毗古^{そねびこ}といふ。名を取りて村につく。

〈常陸国行方郡〉

(J) 浮穴郷 同じき天皇(Ⅱ景行)、宇佐の浜の行宮に在して、神代直に詔りたまひしく、「朕、諸国を歴巡りて、既に平け治むるに至れり。未だ朕が治を被らざる異しき徒ありや」とのりたまひき。神代直、奏ししく、「その烟の起てる村は、猶、治を

被らず」とまをしき。即て、直に勅せて、この村に遣りたまふに、土蜘蛛あり、名を浮穴抹媛^{うきあななわ}といひき。皇命に捍ひて、甚く礼なければ、即て誅ひき。よりて浮穴の郷といふ。

〈肥前国彼杵郡〉

(I)(J)ともに、村や郷に、原住民ともいべき佐伯、土蜘蛛の酋長に由来する名をもつ例である。佐伯・土蜘蛛などと呼ばれていなくともこのような地名起源譚をもつ例は他にもみられ、それらと区別できるかどうかわからないが、現在村落をなしている人びと以前の住人を区別してそう呼んでいるとかんがえておこう。『常陸国風土記』茨城郡には、

(K) 古老いへらく、昔国巢俗の語に都知久母山の佐伯・野の佐伯ありき。

普く土窟を掘り置きて、常に穴に住み、人來れば窟に入り、その人去れば更郊に出でて遊ぶ。狼の性、梟の情にして、鼠に窺ひ、掠め盗みて、招き慰へらるることなく、彌、風俗を阻てき。

とあり、律令制下の農民と風俗が異なった者たちが国巢Ⅱ土蜘蛛Ⅱ佐伯と呼ばれていたことが知られる。具体的には、土窟を掘って住み、農民と接触を避け、盗みを行うという。このばあいは「山の佐伯・野の佐伯」と呼ばれているように、いわゆる村里から離れた、山や野に居をもっていたが、(I)(J)はそうもいえないかもしれない。(I)は佐伯が住んでいた所に「村」が営まれたという。(J)は土蜘蛛の住んでいる所を「村」といっている。土窟に住んでいないだろうが、風俗が異なるとはいえるだろう。

(K)によって国巢が土蜘蛛と呼ばれたことがわかるが、国巢といえは、神武記に登場する石押分之子を始祖とする吉野の国巢がいる。

石押分之子は「尾生ふる人」といわれており、これは風俗の違いを示しているよう。吉野国巢は『日本書紀』応神天皇一九年冬一〇月条に、「それ国栖は、その為人、甚だ淳朴なり。毎に山の菓を取りて食ふ。亦蝦蟇を煮て上味とす。名づけて毛瀨と曰ふ。その土は、京より東南山を隔てて、吉野河の上に居り、峯嶮しく谷深くして、道路狭く巖し。故に、京に遠からずと雖も、本より朝来ること希なり。然れども此より後、屢参赴て、土毛を献る。その土毛は、栗・菌及び年魚の類なり。」とあり、山人であることがはっきりする。そしてこの国栖は『類聚符宣抄』卷七「国栖事」の天曆二年（九四八）八月二〇日の太政官符に「因^レ玆古昔、氏人等預^ニ仕件職^ニ之中、更不^レ進^ニ徭役^ニ。又無^レ付^ニ徴各戸田正税^ニ。」⁽¹⁸⁾とあり、国栖奏・笛工を宮中に奉仕する役をもつかぎり、田租、徭役が課せられていなかったことが知られる。

この吉野国栖は山人で、風俗も異なり特殊なかかわり方を国家がもっていたが、(I)(J)の佐伯や土蜘蛛は排除される存在になつていく。しかしその亡ぼされた国巢や土蜘蛛の名を村や郷にもつとはどういうことなのだろうか。地名は本来その土地の讚め詞に由来するはずである。讚め詞とは、その土地の神がみへの魂振り・魂鎮めの詞章である。するとこのばあいは、佐伯や土蜘蛛という先住人への魂鎮めとみるべきだろう。亡ぼされた異人の魂を鎮めるために、その名を地名にし、後の代に語り継いだ。⁽¹⁹⁾しかし魂鎮めは必然的に魂振りでもあった。その土地の始源の世を喚起するのだから。つまり村落にとって、始源の世はこのばあ異人たちの世となり、それは混沌とした荒ぶる世界であったが、そこで始源の理想性は二重化されていることになる。異人を亡ぼして村落をなした秩序化された始

源とその異人たちの無秩序の始源と。後者のもつ理想性は混沌とした無限の活力でもあるが、なによりも人間がもつ個体でありながら共同体をなさねば生存していけないという絶対的な矛盾の、その個体の個別性に重きを置いたときの理想性、つまり社会にとって負の理想性がある。もちろん秩序は共同体の側からの理想性で、正の側にある。このようにみれば、亡ぼした異人の名をもつことは、魂鎮めでもあるし魂振りにもなるといえるだろう。国家にとって村落は秩序内であるし同時に無秩序の無気味さをつねにもっていたのである。それは国家が村落に対して抱く畏れといつてもよいだろう。

もちろん国家の村落に対して抱く畏れは抽象的なものだ。国家は村むらの神がみを祀ればよい。それ以上にはかかわらない。つまり畏れは具体的には村落に残される。村落は秩序の世界であり、その秩序の安定を求めて国家と通じているから、国家の畏れも村落が受感するといふ構造になる。

(I) 息江 右、臭江と号くるは、品太天皇のみ世、播磨の国の田の村君、百八十の村君ありて、己が村別ごとに相闘ひし時、天皇、勅して、この村に追ひ聚めて、悉皆に斬り死したまひき。故、臭江といふ。その血、黒く流れき。故、黒川と号く。

〈播磨国賀毛郡〉

村ごとに首長がおり、争っていた。これは始源の世である。仁徳天皇が平定し、秩序がもたらされた。しかし一つ一つの村むらはそれなりに自立した世界だったはずである。だから村と村の争いがあった。そしてその村むらの闘争がなくなるためには、村落を超えた権力が必要であった。秩序とはその権力の側のものである。もちろん村むらも秩序を求めてもいた。だから仁徳天皇の平定は村むらが

望むものでもあった。しかしいったん秩序が訪れると、村むらの自立はある程度限定されることになった。この矛盾は社会を営むかぎり本質的なものだ。(L)の神話はその失なった自立への悔恨を語っている。この神話にみるかぎり、臭江という名は、村むらの自立性が秩序に亡ぼされた記憶が臭覚として表現されたものだ。村びとたちはその臭いを嗅ぐたびに始源の荒あらしさを想い起こすことになる。そのとき臭いは、始源が発つする強い意志である。したがって讚め詞でもある。そして現在臭江の村に住む人びとにとって、異界は時間的に疎外されたものになっている。

最後に、異人としての海人についてふれておこう。かれらも「村」をなしていたが、畏れられ、平定されるばかりでなく、特殊な働きもした。

(M)昔、氣長足姫尊、新羅を征伐たむと欲して、行幸しし時、御船をこの郷の東方のかたの海に繋ぎしに、鱸舳の群戦、化はりて磯となりき。高さは二十丈余り、周りは十丈余り、相去ること十町余りなり。充くして嵯峨しく、草木生ひず。加以、陪従の船、風に遭ひ没みき。ここに、土蜘蛛、名は齮比意麻呂といふものありて、その船を極濟ひき。よりて名を救の郷といひき。今、周賀の郷と謂ふは、訛れるなり。へ肥前国彼杵郡周賀郷

土蜘蛛は遭難した人を助けるばあいもあった。それはこの土蜘蛛が険しい土地に住み、海で暮らしていたからだろう。つまりその土地、海を熟知していたから遭難者を救出しえた。熟知しているとは支配していることである。そしてこの険しい土地や海は「村」にあって外の空間Ⅱ異界である。この土蜘蛛は海人だろう。(J)の土蜘蛛も宇佐近くの海辺に住む海人に違いない。(J)は「烟の起てる村」と

土蜘蛛の住む場所をいつているから、海人の「村」があったことになる。(J)と同じに景行天皇が宇佐の行宮にいて捕らえた土蜘蛛も速来の村に住んでいたとされる。速来の村は佐世保市の早岐の瀬戸に臨む地といわれている。やはり海人の「村」だろう。

海人が土蜘蛛と呼ばれている代表例は、『肥前国風土記』値嘉郷にある。

(N)昔、同じき天皇(Ⅱ景行)巡幸しし時、志式島の行宮に在して、西の海を御覽すに、海の中に島あり。烟気多に覆へりき。陪従、阿曇連百足に勅せて察せしめたまひき。爰に、八十余りあり。就中の二つの島には、島別に人あり、第一の島は名を小近、土蜘蛛大耳居み、第二の島は名を大近、土蜘蛛乘耳居めり、ここに、百足、大耳等を獲りて奏聞しき。天皇、勅して、誅ひ殺さしめむとしたまひき、時に、大耳ら、叩頭し陳聞ししく、「大耳等が罪は、実に極刑に当れり。万たび戮殺さるとも、罪を塞ぐに足らじ。もし、恩情を降したまひて、再生くることを得ば、御贄を造り奉りて、恒に御膳に貢らむ」とまをして、即て、木の皮を取りて、長匏・鞭匏・短匏・陰匏・羽割匏等の様を作りて、御所に献りき。ここに、天皇、恩を垂れて赦し放りたまひき。

五島列島の島じまだが、そこに住む人を土蜘蛛と呼んでいる。この記事に続いて、産物を記し、港のあることを述べ、最後に「この島の白水郎は、容貌、集人に似て、恆に騎射を好み、その言語は俗人に異なり」とある。海人でしかも騎射を好むというのだから、かれらは集落をなして漁撈・狩猟・採集をして暮している人びとである。言語も普通の人とは異なる。だから土蜘蛛と呼ばれた。このばあい「俗

人に異なり」とは言語についていうが、(K)の国策のように「風俗」も異なっていたといっている。すると「俗人」とは肥前国人というより、口分田を与えられた農耕民とみてよい。(N)は、その海人が御贄を献る由来譚でもある。

つまり農耕民以外の山人や海人は亡ぼされるか服従して貢納物を献ずるか、どちらかであった。しかし亡ぼされるとしても、農耕民に多大な危害を加えないかぎり、山奥に逃げこみ、浦に隠れてしまえばいいわけで、かれらは帰順を拒否して、追ひ払われた者たちとみて置けばよい。そしていちおう帰順したばあいでも、「俗人」
 農耕民とは異なり、農産物以外のものを貢納することを代償に、自立した「村」を営んでいた人びとも、多くいたのである。

古代国家はそのような人びとも含んで成り立っていた。かれらのもつ世界観は農耕民とは異なり、農耕民からは異人とみなされていた。そして古代国家は班田収授を基本とした租庸調の体系によっているから、その体系から外れた人びとは、農耕民とは異なって、国家に存在を許容されていた。われわれのもつ文献資料は当然のことながら、国家の基本である農耕民を中心にしており、国家に収奪されるその悲惨さがよくいわれるが、この山人や山人のように、あまり資料に登場しない人びとも多くいるように、律令体制をあまり一律にみないほうがよいことを述べてきたつもりである。農耕民だって、われわれよりもゆとりのある生活をしていたに違いないのだ。すくなくとも一日八時間労働の毎日といったような苛酷さはなく、季節に応じた生活を暮らしていたように思える。

注(1) 最近、ようやく『日本の社会史』(岩波書店)というシリーズが編まれ、古代にも歴史の見直しが行なわれ出した。しかし、第一回配本の

第四卷『負担と贈与』を読んでいて、われわれからみて、あまりにも当り前のことをおっかなびつくり論じている文体に驚きを感じるほどである。資料の限界をいすぎることだ。読むという行為は方法がなくてありえないのだから、資料の限界はこちらの捉えた古代観そのもので補わねばならない。資料になる側の文献もある世界観をもって書かれているのだから、絶対的に客観性をまず立てること自体イデオロギーにすぎないのである。

(2) 平田耿二「奈良時代前期における農民の逃亡」『日本古代籍帳制度論』(86吉川弘文館)によると「逃亡」したものの戸籍を調べると不課口が多く、「課役の忌避を逃亡の直接の原因とすることはできない」といつている。それに「逃亡者を出した戸は必ずしも貧窮戸ではない」とも指摘している。平田は「逃亡」は当時の婚姻制度などかわる家族の問題として、解答を出している。

(3) 「村里」という註は『律令』に戸令32、雑令25(日本思想大系『律令』の番号)と二例ある。

(4) 国史大系『続日本紀』による。

(5) このような問題提起は、石岡里志『古代の村』(武蔵大学人文学部日本文化科昭和五九年度卒業論文)に教えられた。

(6) 古橋『万葉集を読みなおす』(85 日本放送出版協会)参照。

(7) 諸橋徹次『大漢和辞典』によると、「里」にはさと、むら、まち、やしきなどの訓があり、「村」にはむら、さと、いなか、など訓がある。すると、サトにはムラよりもいわゆる文化的なニュアンスがあり、サト

に「里」を、ムラに「村」を比定する必然性があったかもしれない。

(8) 「村」をムラと訓みうるのは、万葉集の「村竹」(19・四二九一)「村鳥」(6・一〇四七)などから明らか。

(9) 近藤信義は「改意在統」といういい方で、地名の伝承の国家からの捉え直しをおさえている(枕詞の発生)『シリーズ古代の文学の誕生』77 武蔵野書院)。

(10) 楠木正康『こやしと便所の生活史』(81 ドメス出版)が、このような推定をしているが、その例証になる資料である。

(11) 八木「奈良時代の村について」(『続日本紀研究』七巻九号、60・9)。ただし八木のこのような「村」だけを「未編戸村落」と呼んでいるわけではなく、「村」を「里の外部にあって、しかも里にたいして何らかの所属関係を形成する自然村落」というようにかんがえている。

(12) 関和彦『古代村落と村落制度』『風土記と古代社会』(84 塙書房)

- (13) 松原弘宣「地方市と水上交通」『日本古代水上交通史の研究』(85) 吉川弘文館
- (14) 石岡。(5)同じ。
- (15) 田令に「凡口分田給はむことは、男に二段。女は三分が一減せよ。五年以下には給はず。その地、寛に、狭きことあらば、郷土の法に従へよ」とある。
- (16) 鬼頭清明「村に暮した人」『古代の村』(85) 岩波書店)による。

- (17) 一〇年近く前から、吉本隆明はさかんに「アジア的」という概念を説いている。その概念をもっともわかりやすくまとめて説明しているのは「(アジア的)なもの」(『重層的な非決定へ』(86) 大和書房)である。
- (18) 『類家符宣抄』は国史大系第二七巻によった。
- (19) このような鎮魂の構造については、古橋「万葉短歌の表現構造―行路死人歌のばあい―」(『国語と国文学』(82・9)参照。
- (20) 秋本吉郎『風土記』(日本古典文学大系)頭注。

「古代文学」総目録

24号 (昭和六十年三月二日発行)

特集〈神楽歌・催馬楽〉

記紀歌謡と神楽・催馬楽

神楽歌・催馬楽と和歌

神楽歌の表現

催馬楽の表現―『源氏物語』へ―

古橋 信孝

高野 正美

高橋 六二

藤井 貞和

神楽歌と催馬楽―囃子詞の詞―

神代世界の生成を読む―葦原中田と三層構造の問題―

猿田毗古祭祀とその神話―伊勢のアザカの伝承から―

「さやけし」の周辺―人清るる自然―試論2―

吉田 診作

西条 勉

阿部 寛子

野田 浩子